

# KIPS PiTaPaカード会員特約

## 第1部 (KIPS PiTaPaカードの条項)

### 第1条 (総則)

本特約は、近鉄グループホールディングス株式会社 (以下「近鉄GHD」という)、株式会社スルッとKANSAI (以下「スルッと」という) および株式会社クレディセゾン (以下「CS」という) の三社 (以下「三社」という) が提携して発行する「KIPS PiTaPaカード」 (以下「本カード」という) の基本的事項を定めるものです。

### 第2条 (本カード申込資格および会員に対する本カードの貸与)

1. 本カードの会員とは、近鉄GHDまたは別に定める近鉄グループKIPS加盟店 (KIPS参加企業) とCSが提携して発行する「KIPS UCクレジットカード」 (以下「KIPS UCカード」という) の会員資格を有する方で、PiTaPa会員規約 (以下「基本規約」という) および本特約を承認のうえ、三社に本カード利用の申込みをされ、三社が本カード利用を承諾した方とします。契約は、三社が承諾した日に成立するものとします。

2. 本カードの所有権は三社の共有とし、三社が会員に対し本カードを貸与します。本カードに印字された会員本人以外には利用できません。

### 第3条 (家族会員)

本カード発行の対象となる家族会員および家族カードは、三社が認めたものに限りです。

### 第4条 (サービス等の利用)

本カードのサービス等は次の各号に定めるものとし、会員が当該サービス等を受ける場合には、本特約のほか、各サービス提供者の定める方法に従うものとします。

(1) 近鉄GHDまたは別に定める近鉄グループKIPS参加企業が提供するサービスおよび特典。

(2) スルッとが提供するPiTaPaサービスおよびその他の付帯サービス。

### 第5条 (基本規約の読み替え)

基本規約の条文の一部を次の通り読み替えるものとします。

基本規約条項	読み替え前	読み替え後
第23条および第45条を除く全条項	三井住友カード株式会社 (以下「三井住友」という)	CS
第4条、第10条	スルッと	三社
第8条、第11条第1項・第2項、第33条、第34条	スルッと	スルッとおよびCS
第1条第3項、第2条第1項、第13条第1項・第4項、「ジュニアカード・キッズカードに関する特約」第1条、第2条	両社	三社

### 第6条 (UCカード会員規約の適用)

基本規約の第9条、第16条、第17条、第18条、第37条第1項・第2項、第38条、第41条の各条項の定めにかかわらず、UCカード会員規約が適用されるものとします。

### 第7条 (本カードの利用代金の支払い等)

CSは、基本規約第32条第1項および第2項に基づきスルッとが会員に対して取得する立替金債権について、会員に代わって、CSがスルッとに対して立替払いを行う方法として、スルッと、CS、三井住友の3者で締結する立替払い契約に基づき、三井住友に対して支払うこととします。

### 第8条 (PiTaPa利用に関する会員請求)

本カードの利用により発生する会員が支払うべき一切の債務については、KIPS UCカードの利用により生じた債務とともにCSが一括して請求するものとし、会員は、UCカード会員規約に基づき支払うものとします。

### 第9条 (バリュー残高の返金と未払い債権への補填)

1. 本カードを複製・再発行した場合または本カードを更新した場合、CSは、スルッとに代わり本カードのバリュー残額をKIPS UCカードのお支払い口座へ返金するものとします。ただし当該返金月に以降にCSより請求すべき金額がある場合にはその金額と相殺します。また、かかる請求金額が返金額に満たない場合は、その差額を返金するものとします。なお、スルッとが適当と認めた場合を除き、本カードの現物がなくCSは返金に応じることができません。

2. 会員が、本特約または基本規約の定めに基づき期限の利益を喪失した場合、CSは会員の承諾なしに、本カードのバリュー残額を立替払い金相当額および未決済ご利用額などに充当することができるものとします。バリュー残額がかかると同等の相当額および未決済ご利用額等の合計金額を上回る場合は、差額を返金するものとします。

3. 会員が退会した場合など、スルッとが適当または必要と認めた場合には、スルッとに代わりCSが会員に対して所定のバリュー払戻手数料を別途ご請求します。なお、バリュー払戻手数料は本カードのバリュー残額と相殺できるものとします。バリュー残額がバリュー払戻手数料を上回る場合は、差額を返金するものとします。

### 第10条 (会員資格の喪失)

1. 三社は会員が次の事項の一つにでも該当した場合には、本カードの会員資格を喪失させることができるものとします。この場合、会員は速やかにカードを所定の方法により返還するものとします。

(1) 会員が本特約、又はスルッとが定める会員規約・規定・特約もしくはUCカード会員規約、KIPS UCカード会員特約 (「UCカード会員規約」と併せて「KIPSカード会員規約」という) のいずれかに違反した場合

(2) 三社のうちいずれかが、会員の本カードの利用を不適当と認めた場合

(3) KIPS UCカードの会員資格を喪失したとき。

2. 前項により会員資格を喪失した場合、会員は当然に期限の利益を失い、直ちにCSに対し残債務の全額を弁済していただくこともあります。

### 第11条 (退会)

1. 本会員が退会する場合は、本会員およびその家族会員のカードをすべて添え、所定の方法により届出るものとし、手続きの完了を認められたときをもって退会とします。この場合、債務全額を一括して弁済していただくこともあります。

2. 家族会員のみが退会する場合は、退会する家族会員の家族カードを添え、所定の方法により届出るものとします。

3. 会員がKIPS UCカードを退会する場合は、原則として本カードも退会になります。

### 第12条 (本規約の変更等の準用)

UCカード会員規約第20条 (規約の改定並びに承認) の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、UCカード会員規約第20条 (規約の改定並びに承認) 中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。

### 第13条 (会員規約・規定・特約の適用)

三社が各々提供するサービス等については、スルッとが定める会員規約・規定・特約およびKIPSカード会員規約が適用されます。これらの会員規約などあらゆる会員規約・規定・特約と本特約の内容が一致しない場合には、本特約が優先されるものとします。本特約に定めのない事項については、スルッとが定める会員規約・規定・特約およびKIPSカード会員規約が適用されるものとします。

### 第14条 (準拠法)

会員と三社との諸契約に関する準拠法は、すべて日本法とします。

### 第15条 (合意管轄裁判所)

会員と三社との間で訴訟の必要が生じた場合、訴訟の如何にかかわらず、会員の住所地、商品等の購入地、スルッとおよびCSの本社・支店・営業所所在地を管轄する簡易裁判所・地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

### 第16条 (本特約の不同意)

三社は、会員等が本カードの申込みに際し、申込書に記載すべき必要な事項の記載を希望しない場合、本カードに係る個人情報の取扱いについて承諾できない場合には、本カードの入会をお断りすることがあります。

## 第2部 (個人情報に関する条項)

### 第17条 (個人情報の提供および利用)

1. 会員および入会を申込まれた方 (以下総称して「会員等」という) は、基本規約第39条に基づきスルッと、スルッとの本カードに係る業務受託会社である三井住友およびCSが取得、利用する個人情報について、本特約に基づく業務を行うにあたり、保護処置を講じたうえで本特約およびUCカード会員規約 (個人情報の取扱いに関する同意条項) の定めに従い、取得、利用することに同意するものとします。

2. 会員等はCSが本特約に係る取引上の判断にあたり、個人情報情報機関等の登録・利用に関し、基本規約第41条および第42条に代えて本特約およびUCカード会員規約が適用されることに同意するものとします。また、会員契約が不成立の場合でも、会員等が入会申込みをした事実は、当該契約の不成立の理由の如何を問わず、UCカード会員規約 (個人情報の取扱いに関する同意条項) の定めに基づき一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。なお、スルッとは基本規約第41条にかかわらず個人情報情報機関を利用しません。

3. 会員等がCSに当該個人情報について開示を求める場合には、UCカード会員規約の定めに従い連絡してください。

4. 会員等は、三社が本カードの発行および会員管理のため、それぞれ適切な保護措置を講じたうえで、本カードに関する会員等の個人情報のうち、下記情報を相互に提供し、利用することに同意します。

(1) スルッとおよびCSの会員規約・規定・特約に基づき届け出のあった本カードの会員等の情報。ただし、近鉄GHDはこのうち会員等の信用情報は取得しない。

(2) 本カード申込みに対する審査の結果 (その理由を除く)。

(3) 本カードの申込みにより発行されるカード会員番号・有効期限および変更後のカード会員番号・有効期限。

(4) カード会員番号が無効となった事実 (その理由を除く)。

(5) 本カードの会員資格の喪失 (その理由を除く)。

5. 会員は、スルッとが保護措置を講じたうえで、近鉄GHDに対し、近鉄GHDによる特典およびサービス等の提供を目的として、会員の本カードの利用日時、利用金額、利用区間、利用店名等のご利用状況に関する情報を提供し、近鉄GHDがこれを利用することに同意します。

6. 会員は、近鉄GHDが適切な保護措置を講じたうえで、近鉄グループ企業の事業等における、(1) 会員への特典・商品・サービスに関する各種営業案内の送付、(2) マーケティング活動・商品開発を目的として、会員の個人情報 (第4項 (1) に定める情報のうち住所、氏名、性別、年齢、生年月日、電話番号および前項に定める情報) について、近鉄グループ企業と共同利用することに同意します。なお、会員は、これらの営業案内等を希望しない場合には、カード、ご利用代金明細書およびこれと同封されるご案内などを除き、近鉄GHDおよび近鉄グループ企業に対しその中止を申し出ることができます。

7. 前項による近鉄グループ企業において共同利用する個人情報の管理について責任を有する者は、近鉄GHDとします。近鉄GHDの住所および電話番号は、本特約の末尾に記載しております。

8. 近鉄グループ企業の名称・事業内容・住所・電話番号は、ホームページでご確認いただけます。

9. 三社は、会員等の個人情報を厳正に管理し、その保護に十分な注意を払うとともに、本特約に定める目的以外には利用しないものとします。

10. 本カードの発行により三社が取得する会員等の個人情報の開示・訂正・削除請求等についてのお問合せ先は、本特約末尾記載の三社とします。

### 個人情報に関するお問合せ先

近鉄グループホールディングス株式会社 <KIPS コールセンター> 〒543-8585 大阪市天王寺区上本町6丁目1番55号 電話0570-020-383

株式会社スルッとKANSAI 〒556-0017 大阪市浪速区湊町2丁目1番57号 難波サンケイビル11階 電話06-7730-9861

株式会社クレディセゾン (業務委託会社)

UCカードコミュニケーションセンター 〒165-8555 東京都中野区江原町1-13-22 ユビキタス 電話(東京)03-6893-8200 (大阪)06-7709-8555

(以上)